

つくば国際短期大学研究費不正使用防止計画

つくば国際短期大学は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正 文部科学省）に基づき、研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1. 学内の責任体系の明確化

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
機関内の責任体系の明確化	<ul style="list-style-type: none">・研究費の管理・執行の責任範囲・権限について、時間の経過により認識が低下する。・責任者等の交代により、後任者が責任範囲・権限について理解が不足する。	<ul style="list-style-type: none">・会議等において、適宜各責任者に対し責任体制について啓発し、意識の向上を図る。・責任者の交代にあたっては十分な引継ぎを行うほか、担当部署からの説明も行う。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
予算執行状況の把握	予算執行状況の把握が不十分で、年度末に予算執行が集中する。	<ul style="list-style-type: none">・事務局責任者は、定期的に予算執行状況の確認を行い、必要に応じてコンプライアンス推進責任者に報告し、改善を求める。
旅費の事実確認	旅費に関する客観的事実の確認が不十分である。	<ul style="list-style-type: none">・事前に出張命令を受けていない出張は認めない。・復命書及び領収書等の出張の事実を証明する書類の確認を確実にを行う。・理由なく出張後速やかに復命書等が提出されない場合は、注意喚起の上、必要に応じて今後の旅行命令を認めないなどの措置を取る。

検品・検収	物品の調達については、不正使用が発生しやすいので牽制体制が必要。	研究者が発注するすべての物品購入について、必ず事務局による検収を行う。
謝金等の実態の把握	謝金・賃金の支払いに関する客観的事実の確認が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に雇用計画のないアルバイトの雇用は認めない。 ・アルバイトの出勤事実の確認のため、原則出勤簿は事務局内に置き管理する。 ・学外者へ謝金を支払う場合は、支払いの根拠となる書類のほか、必要に応じて謝金受領者の実在確認のための書類を提出させる。
取引業者との不適切な関係	癒着防止に向けた取引業者の意識向上のための取組みができていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・不正な取引を行った業者については、取引停止等の措置があること等を公表する。 ・取引数の多い業者に対し、不正経理に協力しない旨の確認書を提出させる。

3. 不正防止計画の点検・評価、継続的な監視体制の充実

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
不正防止計画の点検・評価	研究現場の実態を反映した不正発生要因の把握が不十分である。	・定期的なモニタリングの実施を行い、制度・運用の改善を図る。
継続的な監視体制	不正発生要因に基づいたモニタリング・内部監査を行う仕組みになっていない。	・不正使用防止を推進するための体制について、定期的に検証する。